

静岡県福祉サービス第三者評価事業公表要領

(目的)

第1条 この要領は、静岡県福祉サービス第三者評価事業推進要綱第7の規定に基づき、第三者評価事業の評価結果の公表基準及びその手続き等を定めることにより、事業者の福祉サービスの質の向上と利用者の適切なサービス選択に資することを目的とする。

(評価結果の取扱い)

第2条 評価機関は、福祉サービス第三者評価事業の評価結果を公表するときは、別に定める公表様式によるものとする。

2 評価機関は、前項の公表様式に独自で実施した評価結果等も加えて公表することができる。

(公表への同意)

第3条 評価機関は、評価結果を公表する場合、評価対象事業者の同意を得るものとする。

2 事業者の同意を得るに当たっては、評価結果についての丁寧な説明等を行い、公表の意味と公表内容について十分に理解を得る。

3 事業者から同意が得られない場合は、評価結果の公表は行わず、様式第1により事業者名と公表を望まない旨を公表する。

(県への報告)

第4条 評価機関は、評価結果を事業者に報告し、公表に関する同意の意思を確認後事業者コメント欄の記入を行う。

2 評価機関は、県に対して30日以内に公表内容について報告を行うものとする。

3 県は、公表内容について、プライバシー等の問題がないかを確認した上で、受領するものとする。

(公表)

第5条 評価機関は、県への報告の後、公表内容をインターネット上の当該機関のホームページ上で公開するとともに、事務所に公表書類を備えて閲覧可能な状態としておくことにより公開する。

2 評価機関は、やむを得ない場合は、県に対して評価結果を報告することにより、前項の公表に替えることができるものとする。

3 公表の期間は、評価実施時の翌年度から起算して3年間以上とする。

(県における公表)

第6条 県は、評価機関から公表内容の報告を受けたときは、第2条で定める公表様式（評価機関が独自で実施した評価結果等も公表する場合、その内容を含む。）により公表を行うが、必要に応じて評価結果を加工したデータを付加して公表することができる。

2 事業者から同意が得られない場合は、評価内容は公表せず、事業者名と公表を望まない旨を公表する。

3 公表は、インターネット上の県のホームページ上で行うとともに、県庁福祉指導課において公表書類を公開することにより行う。

4 公表の期間は、評価実施時の翌年度から3年間以上とする。

(評価機関等の公開)

第7条 県は、評価結果の公表に当たっては、評価機関及び評価者等の関連情報の公開を行い、利用者の利用に当たっての利便性に努めるものとする。

附 則

この要領は、平成16年11月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年1月23日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年4月1日から施行する。